

【別府市竹細工伝統産業会館 採点表】

選定基準	審査の項目	配点	選定団体
			竹細工伝統産業会館 共同事業体
1 住民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (別府市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第3条第1号)	(1) 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	30点×5人 =150点	総合点  695点
	(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果		
	(3) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果		
2 公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、観光客の増加が図られるものであること。 (市条例第3条第2号)	(1) 利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果	50点×5人 =250点	
	(2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性		
3 管理の経費の縮減が図られるものであること。 (市条例第3条第2号)	(1) 施設の管理運営に係る経費の内容	50点×5人 =250点	
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (市条例第3条第3号)	(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	30点×5人 =150点	
	(2) 安定的な運営が可能となる組織体制		
	(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤		
	(4) 類似施設の運営実績		
	(5) 情報保護の取り組み		
5 施設の独自性を活かした取組みが図られていること (市条例第3条第4号)	(1) 自主事業の内容、実現の可能性	40点×5人 =200点	
	(2) 自主事業による認知度向上の可能性		
合 計		1,000点	

(選定理由)

伝統的工芸品である別府竹細工の情報発信拠点としての役割を担いながら、自主事業の提案は施設の価値を高める事業として期待できるものと評価した。

また共同事業体のそれぞれの専門分野におけるノウハウを活かした経費節減の提案がなされており、専門的知識から施設の魅力向上につながる質の高い企画展示による入館者数の増加も期待する。

要望としては、インバウンド(外国人旅行者)への対応力の向上に努めていただくこと、さらに提案事業の取組及び安定した管理運営に努めていただきたい。